

県障害福祉課会合（要望に対する回答）概要

日 時 平成 26 年 9 月 1 7 日（水）午後 3 時～ 4 時

場 所 県庁新庁舎 5 階新庁応接室

出席者 神聴協：渡邊理事長・河原事務局長

バッジ協会：櫻井会長・山本副会長・武居事務局長

県：安江課長代理・小板橋 G L・鈴木・服部（以上、障害福祉課）

・高橋 G L（障害サービス課）

内容（要旨）

（県・・・県障害福祉課 神・・・神聴協 バ・・・バッジ協会）

要望 1. 神奈川県手話言語条例の早期制定を要望します。

県）趣旨は理解している。県では 3 月に「かながわ障害者計画」を改定し、言語に手話が含まれることも明記され、意思疎通支援事業を進めている。条例を制定していくことに効果があるのか検討を深めていきたい。

神）「手話も言語である」ということは条約を始め、いろいろな法律、条例に明記されたが、実際のところほとんど変わっていない。やはり具体的な法律、条例が必要である。「検討を深める」と言ったが、どういうことを検討するのか。

県）条例については、議会においても引き続き検討を進めるとしているところであり、議論を深めていきたい。

神）条例については前向きであると受け止めていいか。

県）手話は言語であることは認識している。県障害者計画にも明確に位置付けた。今後とも検討していく。

要望 2. 聴覚障害者対象のグループホームの制度の創設を要望します。

県）聴覚障害者だけの G H の制度を県独自で作る考えはない。自立支援給付の中に G H の制度があり、国の補助で足りない部分は県と市町村で補っている。基本は国の制度なので、国に対して改善を求めている。

神）県独自で作る考えがないのはどうしてか。

県）G H への国からの補助が不足している部分を県独自で加算する制度を作っている。介護度、区分の低い人にも補助金を加算している。聴覚障害者だけでなく、社会生活上支援が必要な人という考えで国がやらないところにも県としてやっている。

バ）聴覚障害者は特に設備面での改造とかが無くても施設に入ることはできるが、入ったとしても周囲に聴覚障害者や手話のわかる人がいないと一日中会話もない状態に置かれる。これで生活していると言えるかどうか。市単独で聴覚障害者のための G H を作ろうとしても人数が少ないため難しい。年齢の壁もあるので、それも含めて助言をお願いしたい。

要望 3. 手話通訳の報酬単価増額を要望します。

県) 財政が厳しいので、単価引き上げは極めて難しい。

バ) 現在の単価を妥当と考えているのかどうか。

県) 高額であるという認識はない。現在はベストではないが、ベターであると思っている。

神) 男性の手話通訳者が少ない理由も単価が安いことが大きい。男性の手話通訳者を増やすためにも、単価を手話通訳の業務の専門性に見合ったものにしてほしい。

バ) 人材を増やすためにもそれなりの報酬がもらえるようにする必要があると思う。

要望 4. 手話通訳者養成の充実ための予算措置を要望します。

県) 財政が厳しいため、予算削減の対象となっている。しかし、必要性については認識しているので、今後も予算の範囲内で努力していきたい。

要望 5. 手話通訳者養成のための講師養成の予算措置を要望します。

県) 養成の必要性については理解しているが、新たな予算措置は難しい。

要望 6. 手話通訳者の頸肩腕健診を予算化し、受診の義務化を要望します。

県) 受診率を高めるために受診日を増やすなどの改善を行った結果、向上した。今後も受診を勧奨していきたい。

要望 7. 手話通訳者のインフルエンザ等感染症予防接種の予算措置を要望します。

県) 【保健医療部健康危機管理課回答】

65歳未満のインフルエンザは任意接種となっている。予防接種については、感染症など社会的影響を考慮した緊急時の対応のみが考慮の対象になっている。手話通訳者に予防接種措置を行うことは考えていない。

神) 手話通訳者は聴覚障害者の命を守るために必要な存在であるという認識を持ってほしい。そのことを担当課に伝えて欲しい。

要望 8. 神奈川県聴覚障害者福祉センターを、県内の聴覚障害者の防災・災害支援拠点とするために必要な諸機能及び市町村との連携体制の整備を要望します。

県) 災害時に聴覚障害者が孤立しないような対策を講ずるよう市町村に働きかけている。

平成25年5月28日に（社福）神奈川県聴覚障害者総合福祉協会との間に、センターの指定管理に関する基本協定を改定し、指定管理者は大規模災害時には県に協力するという内容を協定に盛り込んだ。

神) 大規模災害発生時に、県に対する協力が優先になってしまい、聴覚障害者への支援が後回しになってしまうことはないのか。

県) 聴覚障害者だけのための施設ではない。県の施設なので、帰宅困難者などは発生した時には断ることはできない。ただ、聴覚障害者の専門施設ではあるので、藤沢市とも協議して聴覚障害者への支援も含めて対応する。

要望9. 県立学校教職員で県認定手話通訳者の資格を保有するものが手話通訳の派遣を受けられるようにすることを要望します。

県) 【教育局教職員人事課回答】

教育公務員特例法第17条第1項により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者が認めた場合、兼業は可能である。しかし、手話通訳業務は「教育に関する」ものには該当しないので、認められない。ただし、土、日、夜間など勤務時間外に報酬をもらわないで手話通訳業務を行うことは可能である。

教育公務員特例法第17条第1項

(兼職及び他の事業等の従事)

第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

要望10. 県内の公共施設の情報バリアフリー化を促進させるとともに、県ホームページに掲載している広報及び啓発の動画への字幕及び手話の付与と、県広報紙掲載記事の連絡先等へのFAX、メールの明記を要望します。

県) 【地域福祉課・広報県民課回答】

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づいて、文字情報の提示、受付での手話通訳者の配置などの指針を定めている。(神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則)

県のたよりについては、企画面では担当の電話、FAXを掲載している。「かながわ情報館」は紙面の制約があるので、必要に応じてFAXを掲載している。HPの問い合わせフォームでも問い合わせができるようになっている。神奈川インターネット放送局では、一部字幕付きの動画で放送している。

要望 11. 県内の聴覚障害者の情報保障制度等の地域格差をなくすために、市町村の制度の格差是正のための調整を行うことを要望します。

県) 全ての聴覚障害者が豊かに暮らすためには格差をなくす必要があることは認識している。センターを中心に、市町村職員や設置手話通訳者を集めて情報交換の場を作るよう検討したい。

神) 市町村の格差をなくすために、県として責任を持って指導、アドバイスをしてほしい。その為の人員の配置も考えてほしい。

要望 12. 神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者は、聴覚障害者当事者主体の法人であることを条件とすることを要望します。

県) 指定管理制度は、平成15年度から、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために導入された制度であり、センターも平成18年度から指定管理に切り替わった。広く競争を行わせることから、公募が原則であり、選考にも公平性、透明性が求められることを理解してほしい。

要望 13. 県内の大規模病院に対し、手話通訳者を設置するよう指導することを要望します。

県) 【保健医療部医療課回答】
県病院協会に伝える。

要望 14. 神奈川県警運転免許試験場への手話通訳設置を要望します。

県) 【神奈川県警交通部運転免許本部免許課回答】
手話通訳者の職員は採用していないが、聴覚障害者の理解に努め、相手の立場に立った姿勢を育て、聴覚障害者と手話での会話ができるよう職員研修を実施している。今後も聴覚障害者の負担軽減に努めたい。

以 上